

仕様書

第1 総則

1 品名

回転翼航空機用けん引車（以下「トーイングカー」という。）

2 数量

1台

3 車両の装備等

トーイングカーは、第3に示すヘリコプターけん引機具（以下、「トーイング・バー」という。）に接続可能な装等をした上で、第4に示す広島ヘリポート制限区域安全管理要領の「車両の装備等」に適合するものであること。

4 受注者の責務

- (1) 受注者は契約成立後、納入に至るまでの間において事故等が発生した場合、全責任を負うこと。
- (2) トーイングカー納入までに必要な諸経費は受注者が負担すること。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項であっても、機能及び運用並びに保守管理上必要な事項については、本市に連絡のうえ受注者が負担して行うこと。

5 提出書類等

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに次の書類を本市へ提出し、仕様の細部について打合せを行うこと。
 - ア 納入計画書
 - イ 改造図面
- (2) 受注者は、納入に際して次の書類等を提出すること。
 - ア 車両構造取扱説明書、車両定期(新規)点検結果票 各1部
 - イ 完成車両の写真
500万画素以上のデジタルカメラを使用し、次に掲げる写真および画像データを記録した電子記録媒体（CD-ROM等）を添えること。
完成車両の正面及び後面、左右側面 2部

6 検査

納入に際しては、次の検査を実施するものとし、これに合格したものでなければならない。検査時に燃料は満タンにしておくこと。

- (1) 外観検査
- (2) 走行検査
- (3) 取付け品等の検査

7 疑義

- (1) 本仕様書において疑義が生じ又は変更が生じるおそれがある時は、速やかに当市に連絡のうえ、文書、図面等をもって協議するものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、本市と協議のうえ決定することとする。

8 保証期間

トーイングカーの保証期間は、納入後1年間とする。但し、保証期間後に設計不良、工作不良あるいは材質不良に起因する不備が生じた場合には、無償により修理又は取替え等を行うものとする。

9 納入期限

令和7年9月30日（火）

10 納入場所

広島市西区観音新町四丁目10番2号
広島市消防航空隊基地

第2 仕様

1 型式（シャーシ）

型式は次のものとする。

型式	色
トヨタ L&F 02-2TD20	ライトグレー

2 仕様は、次に定めるもののほか、標準仕様によること。

- (1) 運転席から容易に視認できる箇所に次の計器類を設けること。
 - ア 速度計
 - イ 燃料計
- (2) 左右各1箇所にバックミラーを設けること。
- (3) 前部1箇所にフロントアンダーミラーを設けること。
- (4) 変速ギヤを後退に入れた際、警報音を発する後退警報器を設けること。
- (5) 変速ギヤを後退に入れた際、点灯するバックランプを設けること。
- (6) 方向指示灯（ウインカー）を設けること。
- (7) トーイング・バー取付け部
 - ア トーイングカーの前後に2段タイプのトーイング・バー取付け装置を設けること。
 - イ トーイング・バーの連結及び切り離しが容易に行える形状、構造であること。前方取付け部のピンにあっては、ロングタイプとすること。
 - ウ 取付け位置高さは、別添のとおりとすること。
- (8) 周囲から容易に見通せる箇所に、黄色回転灯を設けること。また、運転席に点消灯の操作が容易に行えるよう、スイッチ式の操作部を設けること。
- (9) 排気装置（マフラー）には、防火装置及び火の粉防止装置（スパークアレスター）を設けること。

3 表示

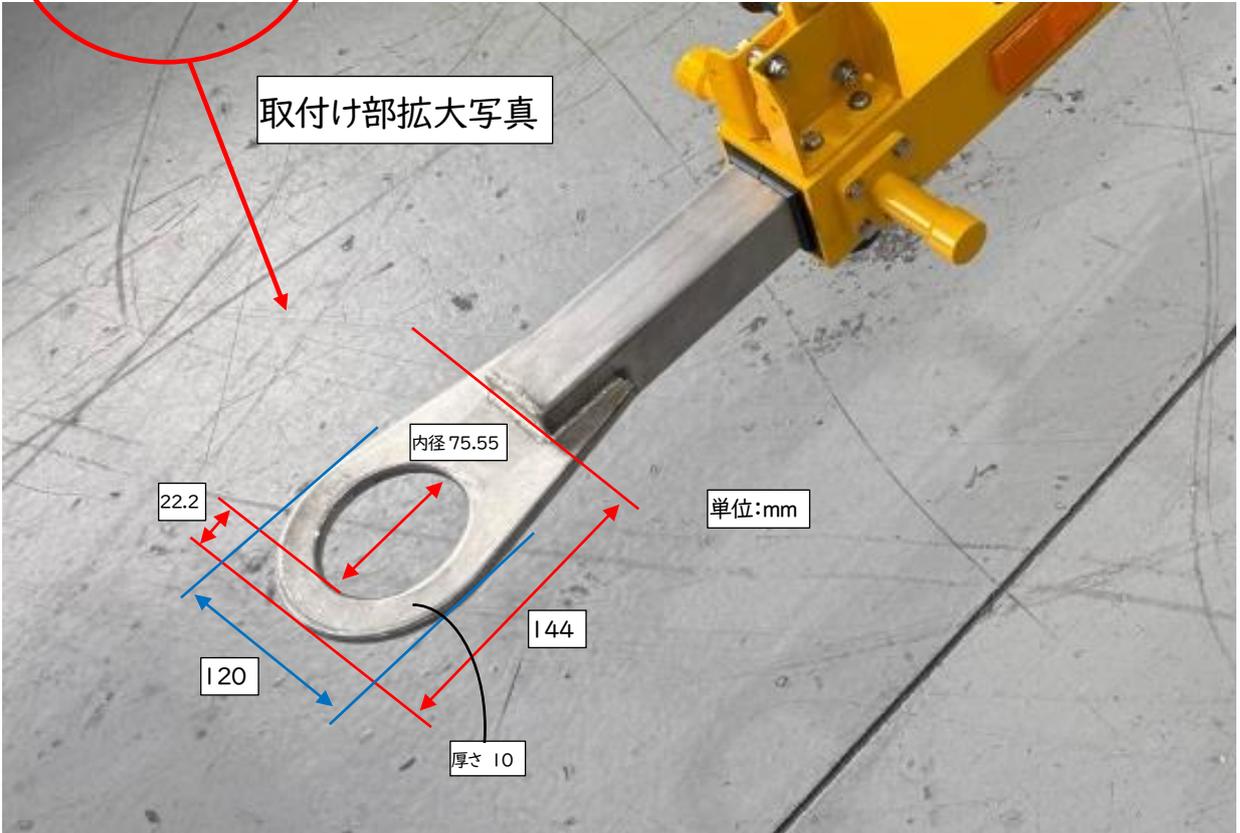
次に掲げる文字をトーイングカーの左右側面に表示すること。

- (1) 色：黒色
- (2) 文字：広島市消防局
- (3) 文字の大きさ、場所等の詳細については、本市の指示による。

4 その他ぎ装及び付属品等

番号	品名	数量	摘要
1	荷台	1式	運転席横のスペースへぎ装。縦45cm×横45cm×高さ10cmの大きさと、取外し可能であること。
2	消火器（自動車用ABC粉末消火器）	1個	車両固定
3	ステアリング・ノブ	1組	
4	車輪止め	1組	標準品（取外し時に車両固定できること。）
5	フロア部滑り止め	1式	標準品
6	携行軽油缶	2個	金属製、容量20リットル、消防法適合品

第3 トーイング・バー



第4 広島ヘリポート制限区域安全管理要領《第32条 車両の装備等抜粋》

(車両の装備等)

第32条 制限区域内を運行する車両は、原則として、次の各号に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 原則として4輪以上の車両であること。
- (2) ディーゼル車は、排気管から出る火の粉防止装置（スパークアレスター）を備え付けていること。
ただし、平成10年規制以降の自動車排出ガス規制に適合している車両又は排気管からの火の粉がないことについて、当該車両の自動車製造業者等が証明している車両はこの限りでない。
- (3) ヘリコプターの地上作業に直接従事する車両は、消火器を備え付けていること。
- (4) ヘリコプター走行区域において使用する車両のうち、緊急車両及び保安用車両は青色閃光灯を、ヘリコプターをけん引する車両及びその他の車両にあつては、黄色閃光灯を設け、これを点灯すること。
- (5) けん引される車両にあつて、停止時において車両が移動しないための制動装置、又は車止めを有すること。
- (6) 夜間に使用されるカート等被牽引車両にあつては、後部及び側面の視認しやすい位置に反射器を設置又は反射テープを貼付していること。

単位：mm

